## 農地の貸し借り 農 地 中 間 管 理 機 構 が お手伝いします。



農地中間管理機構



## 出し手のメリット

- ☆貸付期間満了後は、農地は確実に戻ります。(機構が農地を預かるので安心です。)
- ☆貸付料は確実に機構から支払われます。
- ☆一定の要件を満たせば、機構集積協力金 の交付が受けられます。
- ☆全農地を一括して 10 年以上または 15 年 以上貸付する場合,固定資産税が一定期 間軽減されます。
- ☆一定の要件を満たせば、農業者年金の加 算付年金を受給(継続)できます。
- ※贈与税等税制関係は、ご相談下さい。

## 受け手のメリット

- ☆長期の借入により、安定した営農が可能になります。
- ☆農地の集約化が図れます。
- ☆多くの出し手から農地を借りても、賃料を機構 に一括支払い可能で、事務の効率化が図れ ます。(機構だけとの契約)
- ☆特定農作業受託から、機構を活用した貸し借りに切り替えれば、軽減税率制度による煩雑な事務が省略されます。

## 【問合せ先】

○登米市農業委員会事務局(農地管理係) ☎0220-34-2317

○みやぎ農業振興公社(地域コーディネーター) ☎0220-22-3535

○登米市産業経済部産業総務課(農業経営支援係) ☎0220-34-2716

○みやぎ登米農業協同組合営農部営農企画課 ☎0220-23-8003

○新みやぎ農業協同組合南三陸統括営農センター ☎0226-47-4585

○宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所農業振興部 ☎0220-22-3535

